

コンサルティング会社「(株)PAN.Labo」設立!

今月のメニュー

1. (株)PAN.Labo 設立!
2. HB21C 総会
3. 非課税制度の創設
4. 業務案内
5. 編集後記



「会計事務所甲子園」で日本一に
なれたことも法人設立のきっかけ。

こんにちは。パン屋税理士の河原です。私たちの使命は「パン屋さんを元気にすること」。それは鍵っ子だった幼い頃の私を、美味しいパンでワクワクさせてくれたパン屋さんへの恩返しと思っているからです。そのためにたくさんの経験とたくさんの勉強もしてきました。また、その思いに共感してくれる素敵なスタッフにも恵まれました。準備は整いました。もう少し税理士の枠を超えたお手伝い、それは売上を上げるための取り組み、原価率・経費率を下げるための取り組み、人事制度構築など組織作り、等々・・・「コンサルティング」というお仕事を本格的に取り組もうと思いました。そのためには「税理士事務所」という組織ではやりにくいプログラムがあることなども判明し、この度、コンサルティング事業のための別会社を設立することになりました。そして、その社名が「(株)PAN.Labo」です。

P・A・N・Labo とは、Prosperity(繁盛)And(そして)Next(その先)を Laboratory(研究する)の略。パン屋さんやケーキ屋さん・カフェ店などショップ経営の「繁盛」をサポートし、そして「その先」にある各事業それぞれの願望を理解し、実現するために日々研究開発することを目的としています。具体的なサービス内容は、これからこの新聞やHPなどを通じてご紹介させていただきます。河原税理士事務所同様、PAN.Labo もよろしくお願い致します。(河原 治)



PAN.Labo のフェイスブックではパン屋さんを動画で紹介。



幹事としてサポートしています。

【Heart Bakery 21Club(ハートベーカリー21クラブ)通常総会が開催されました。】

2015年5月13日、大阪大学中之島センターにて2015年の通常総会&懇親会が開催されました。坂田会長(フルニエ)の挨拶に始まり、2014年度事業報告並びに会計報告、会計監査・その他連絡事項があり、その後、懇親会がありました。

このハートベーカリーは私たちも活動のサポートをさせていただいている会です。ハートベーカリー21クラブは、「会員間の親交を深め、様々な会合などを通じて情報交換をし、技術や経営の相互扶助をはかる。研究会や講習会などを催し、技術者及びベーカリーの技術と意識の水準を高める。」という趣旨で運営されています。年間5回程度で、より良いパン作りのために役立つ講習会または、材料学、製法について、製パン理論やパンの周辺の知識などの講義を開催しております。さっそくこの6月に第1回



通常総会の様子です。



定期的に幹事会も行っています。

の勉強会が開催されます!講師はパンデュースの米山シェフによる「今、パンデュースとして考えていること」をテーマに開催いたします。米山シェフのパン作りに対する考え方や経営スタイルなどについてもお話いただく予定です。facebook ページでもご案内させていただきますので、みなさん是非、ご参加ご検討くださいませ。(喜多 泰友)

新たな贈与税の非課税措置の創設

平成 27 年の税制改正により、「結婚・子育て資金の一括贈与」という贈与税の非課税制度が創設されました。平成 25 年 4 月から適用される「教育資金の一括贈与」の非課税制度と同様に、金融機関への手続きを行い一括で資金を拠出し、領収証等の提出、贈与税の申告といった一定の手続きは必要ですが、活用できる制度があるかをご検討なさってはいかがでしょうか。詳細は弊所へお問い合わせくださいませ。(池田 晃幸)

	教育資金の一括贈与	結婚・子育て資金の一括贈与
受贈者(貰う人)	30 歳未満の子や孫等	20 歳以上 50 歳未満の子や孫等
贈与者(贈る人)	祖父母等(受贈者の直系尊属)	祖父母等(受贈者の直系尊属)
非課税限度額	1,500 万円(学校等以外に支払う金銭は 500 万円が限度)	1,000 万円(結婚費用は 300 万円が限度)
対象期間	平成 25 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで	平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
対象資金	・学校等に直接支払われる金銭 ・学校等以外に直接支払われる金銭 ・通学定期代、留学渡航費(27 年 4 月以降)	・結婚に際して支払う金銭(挙式、披露宴、家賃敷金等の新居費用:300 万円が限度) ・妊娠、出産、育児に関する費用
契約の終了時	①受贈者が 30 歳に達した場合 ②受贈者が死亡した場合 ③口座残高がゼロになり、その口座契約を終了させる合意があったこと	①受贈者が 50 歳に達した場合 ②受贈者が死亡した場合 ③口座残高がゼロになり、その口座契約を終了させる合意があったこと
契約終了時の課税関係	非課税拠出額の残額は、①または③の生じた日に残額の贈与があったものとみなして、受贈者に贈与税が課税されます。(②の場合は、非課税拠出額の残額については、贈与税は課税されません。)	
口座に残高がある状態で贈与者に相続が発生した場合	教育資金に充当されていない残額がある状態で贈与者に相続が発生した場合は、生前贈与加算の対象とならないため、相続税の課税対象にはなりません。	結婚・子育て資金に充当されていない残額がある状態で贈与者に相続が発生した場合は、みなし相続財産として相続税の課税対象になります。

事業内容 ホームページは <http://www.bakery-no1.com>

1. 身近なパートナーとしての税務顧問
2. 「現金管理」や「目標管理」を中心としたショップ経営のサポート
3. 「儲かるお店をつくる5ステップ」など繁盛店セミナー・講演・勉強会
4. 会計業務全般請負(業務改善～入力代行)

〒530-0001 大阪市北区梅田 1-1-3 大阪駅前第3ビル2F

TEL:06-6131-5600 FAX:06-6131-5670 e-mail:info@bakery-no1.com



編集後記 最近私はハマっているものがあります。ピーマンです。20 歳になるまで苦手だったのですが、最近はおっぱら野菜といえばピーマンを食べています。きっかけは、以前断食をした時に、どうしても我慢できず焼きピーマンを食べたとき。あの感動は忘れられないです！最近、少し時間に余裕ができたので、時々自炊をするのですが、私、野菜炒めは結構自信があるんです(笑)。どうせ作るなら、美味しいものが食べたいので、ある日テレビで見かけたプロの作り方をマネしてひたすら練習しました。コツは、フライパンに野菜を入れすぎないことと、ガスコンロの火力を最大限にして一気に炒めること。しゃきしゃき感を残したピーマン野菜炒めに、自画自賛しております。(古味 千昌)

